

TUMO Gunma 送迎バス運行業務仕様書

1 業務名

TUMO Gunma 送迎バス運行業務

2 業務目的

本業務は、TUMO Gunma を利用する者の安全かつ円滑な移動を確保するため、JR 高崎駅東口近辺と G メッセ群馬内 TUMO Gunma との間において、送迎バスを無償で運行するとともに、委託者から貸与を受ける車両を適正に管理することを目的とする。

受託者は、利用者の利便性、安全性及び快適性に十分配慮し、道路交通法その他関係法令を遵守したうえで、送迎業務及び貸与車両の管理業務を安全かつ確実に履行するものとする。

3 委託期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

ただし、運行開始前に必要な準備、関係者との調整、経路確認、車両準備、運行体制の確認等については、委託者及び受託者が協議のうえ実施するものとする。

4 目的地及び経路

(1) 目的地：G メッセ群馬（4 階 TUMO Gunma）

〒370-0044 群馬県高崎市岩押町 12 番 24 号

(2) 経路：J R 高崎駅東口近辺 ⇄ G メッセ群馬

5 運行日数及び運行時間

運行日数及び運行時間は、別添運行計画書のとおりとする。

なお、運行計画書に変更がある場合は、原則として変更日の 2 週間前までに委託者が受託者へ提供するものとする。

ただし、天候、災害、施設運営上の都合、利用者数の変動、その他やむを得ない事情がある場合は、委託者及び受託者が協議のうえ、運行日、運行便数、運行時間又は運行経路を変更することができるものとする。

6 送迎業務

(1) 無償送迎業務

受託者は、別添運行計画書に基づきバスを運行し、送迎業務を確実に履行すること。なお、乗車人数は利用者の申し込み状況により変動がある。

(2) 乗降確認業務

①受託者は、利用者の乗降時に人数確認を行うこと。

②乗降時に異常、トラブル、体調不良、利用者の取り残しその他安全運行上必要な事象を確認した場合は、速やかに委託者へ連絡すること。

7 使用車両等

(1) 使用車両

使用する車両は、次のものを令和8年度中に購入する予定であり、運行開始までに委託者から受託者へ無償で貸与する。

・普通乗合自動車・・・1台

ア. 車名	イ. 車両用	ウ. 定員	エ. 燃料	オ. 駆動方式
三菱ふそうローザ ECO ロング (2 RG BE740GAAG)	自家用	29 名	軽油	AT

(2) 代替車両

車両修理、点検、故障、事故その他の理由により貸与車両による運行が困難となる場合には、受託者により代替車両を用意し、運行すること。

代替車両の確保及び運行に要する費用は、委託料に含むものとする。

(3) 座席の確保

使用車両又は代替車両は、補助席を含め利用者1人につき1座席を確保し、乗車する全員が着席できるものとする。

(4) 識別表示

使用車両又は代替車両には、マグネット等により TUMO Gunma 送迎バスであることが外部から認識できる表示を行うこと。

表示内容及び掲示方法については、事前に委託者と協議すること。

(5) 冬季等の安全対策

路面の積雪、凍結その他気象条件により安全運行に支障が生じるおそれがある場合は、スタッドレスタイヤの装着その他必要な安全対策を講じること。

8 車両の保管場所

車両の保管場所は、委託者及び受託者が協議のうえ決定するものとする。

受託者は、貸与を受けた車両を安全かつ適切に保管し、盗難、損傷、不正使用等の防止に努めること。

なお、代替車両を使用する場合の保管場所については、受託者の責任において確保するものとする。

9 車両の点検、整備及び清掃

受託者は、使用車両について、道路運送車両法その他関係法令に基づき、必要な点検、整備、車検、法定点検等を適切に実施すること。

また、運行前後に車両の安全確認を行い、送迎業務に支障がないよう常に良好な状態を維持すること。

（１）日常点検

受託者は、運行前に次の事項を含む日常点検を実施すること。

- ①ブレーキ
- ②タイヤ
- ③灯火類
- ④ワイパー
- ⑤エンジンオイル
- ⑥冷却水
- ⑦燃料
- ⑧車内外の安全確認
- ⑨非常口及び安全装備

（２）法定点検

受託者は、道路運送車両法その他関係法令に基づき、貸与車両について必要な法定点検を確実に実施すること。

法定点検の実施にあたっては、あらかじめ委託者と日程を調整し、送迎業務に支障が生じないように配慮すること。

法定点検の結果、整備、修繕、部品交換等が必要となった場合は、速やかに必要な対応を行うとともに、その内容を委託者へ報告すること。

なお、法定点検に要する費用及び当該点検に伴い必要となる整備、修繕、部品交換等の費用は、委託料に含むものとする。

（３）車検

受託者は、貸与車両について、車検の有効期間を常に確認し、車検切れにより運行に支障が生じることのないよう、適切な時期に車検を受けること。

車検の実施にあたっては、あらかじめ委託者と日程を調整し、必要に応じて代替車両を用意するなど、送迎業務を継続できる体制を確保すること。

車検に要する整備費、検査費用、車検に伴う車両整備、修繕、部品交換等の費用は、委託料に含むものとする。

（４）点検・整備記録の管理

受託者は、日常点検、法定点検、車検、整備及び修繕等の実施状況について記録を作成し、適切に保管すること。

委託者から求めがあった場合は、受託者は当該記録を速やかに提出又は提示しなければならない。

（５）清掃及び衛生管理

受託者は、車内外の清掃を適切に行い、利用者が快適に乗車できる環境を保持すること。

必要に応じて、手すり、座席、ドア周辺その他利用者が接触する箇所の消毒等を実施すること。

10 運行責任者の配置

（１）受託者は、業務を円滑に遂行するために運転士以外で運行責任者を配置し、緊急の連絡対応ができるものとする。

（２）運行責任者は、運行開始時間から運行終了時間まで対応できるようにすること。

1 1 運転士の配置及び管理

受託者は、安全運行に必要な資格、経験及び技能を有する運転士を配置すること。

（１）運転士の要件

運転士は、使用車両の運転に必要な運転免許を有し、かつ、安全運転に必要な知識及び経験を有する者とする。

（２）健康管理

受託者は、運転士に対し、定期的な健康診断等を受診させ、健康管理に努めること。

また、運行前には、運転士の健康状態を確認し、疾病、疲労、睡眠不足その他安全運転に支障があると認められる場合は、当該運転士を乗務させてはならない。

（３）酒気帯び確認

受託者は、運行前に運転士が酒気帯び状態でないことを確認すること。

（４）交代要員の確保

受託者は、運転士の急な体調不良、事故、交通事情その他不測の事態により運行に支障が生じないように、必要に応じて交代要員又は代替体制を確保すること。

1 2 緊急時等の対応及び連絡

（１）自然災害等が発生又はその恐れがある場合は、委託者と協議のうえ対応を決めること。

（２）万一、事故及び不測の事態等が発生した場合は、直ちに委託者に連絡するとともに、協議のうえ事故等の処理にあたること。

（３）道路工事等により迂回が必要となった場合は、安全に運行できる経路を委託者と協議のうえ再設定するものとし、それに伴う委託料の変更は行わない。ただし、業務量等に大幅な増減が生じ、委託料に影響がある場合は、委託者及び受託者が協議のうえ、契約額を変更することができるものとする。

1 3 損害賠償責任

受託者は、本業務の実施中に、受託者の責めに帰すべき事由により、利用者、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

受託者は、前項の損害賠償に対応するため、本業務の履行に必要な任意保険に加入するものとする。

なお、受託者の責めに帰すべき事由によらない損害については、委託者及び受託者が協議のうえ対応を定めるものとする。

1 4 委託料

委託料には、上記委託期間における本業務の履行に係る、人件費、車両管理費、車両整備費、

運行経費、運行管理費等の経費を含むものとし、運行計画及び運行日数等を基に算定すること。

委託料に含む主な経費は、次のとおりとする。

- (1) 人件費（給与、通勤費、福利厚生費等）
- (2) 車両管理費（日常点検、車両清掃、車両保管、車両管理その他貸与車両を適正に管理するために必要な経費）
- (3) 車両整備費（車検、法定点検、車両整備、車両修繕、タイヤ購入・交換、エンジンオイル・エレメント交換その他貸与車両の維持管理に必要な経費）
- (4) 運行経費（燃料費、消耗品費、清掃用品、表示用マグネット、その他送迎バスの運行に必要な経費）
- (5) 運行管理費（運行責任者による運行管理、連絡調整、緊急時対応、報告書作成その他運行管理に係る諸経費）
- (6) 代替車両等に係る経費（車両修理、点検、故障、事故その他の理由により貸与車両による運行が困難となった場合に、受託者が用意する代替車両の確保及び運行に必要な経費）
- (7) その他経費（本業務を安全かつ確実に履行するために必要な経費。）

1 5 保険

貸与車両に係る自動車重量税及び自賠責保険料については、委託者が負担するものとする。

任意保険については、受託者が本業務の履行に必要な内容の保険に加入するものとし、その保険料は委託者が負担するものとする。

受託者が加入する任意保険は、対人賠償、対物賠償、人身傷害、車両保険その他本業務の実施に伴い必要となる補償を含むものとし、利用者、委託者、第三者、貸与車両及び運転士等に生じ得る損害に十分対応できる内容とすること。

受託者は、任意保険の加入にあたり、保険内容、補償額、保険期間その他必要な事項について、あらかじめ委託者と協議するものとする。

委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対し、任意保険の保険証券の写しその他保険加入状況を確認できる書類の提出を求めることができる。

また、運転士その他受託者の従業員に係る労務管理上必要な保険、補償等については、受託者の責任及び負担において確保するものとする。

1 6 業務完了報告

受託者は、毎月の業務完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、委託者に提出すること。

委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して運行状況、乗車人数、事故・遅延・苦情等の発生状況その他本業務に関する報告を求めることができるものとする。

1 7 苦情及びトラブル対応

受託者は、運行に関する苦情、問い合わせ、トラブル等が発生した場合は、誠意をもって対応するとともに、速やかに委託者へ報告すること。

苦情又はトラブルの内容、対応経過、再発防止策等について、委託者から求めがあった場合

は、書面により報告すること。

1 8 個人情報保護

受託者は、本業務の履行にあたり知り得た利用者、関係者その他個人に関する情報を適切に取り扱い、正当な理由なく第三者に漏えいしてはならない。

また、本業務終了後においても同様とする。

1 9 権利義務の譲渡の禁止

受託者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 0 業務の再委託

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

本業務の一部を第三者に再委託しようとする場合は、事前に委託者の承認を得るものとする。

2 1 その他

(1) 往路降車後は定められた場所へバスを駐車し、待機すること。その際、あらかじめ発行された駐車許可証を、バス車内へ外から見える形で掲示すること。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者が協議して定めるものとする。